

第9回大和町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年5月7日（木）

午前9時～

場 所：301会議室

◇ 次 第 ◇

1. 開 会

2. 開会挨拶 本部長

3. 協 議

1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等について

資料1・資料2・資料3

2) 緊急事態宣言の期間延長に伴う町施設の利用等について

資料4

3) その他

4. 閉会挨拶 副本部長

5. 閉 会

大和町新型コロナウイルス感染症対策本部構成員

番号	役職	所属役職名	氏 名	備 考
1	本 部 長	町長	浅 野 元	
2	副本部長	副町長	浅 野 喜 高	
3	副本部長	教育長	上 野 忠 弘	
4	本 部 員	総務課長	千 坂 俊 範	
5	本 部 員	財政課長	菊 地 康 弘	
6	本 部 員	まちづくり政策課長	千 葉 正 義	
7	本 部 員	税務課長	千 葉 喜 一	
8	本 部 員	徴収対策室長	遠 藤 眞起子	
9	本 部 員	町民生活課長	阿 部 昭 子	
10	本 部 員	子育て支援課長	小 野 政 則	
11	本 部 員	福祉課長	蜂 谷 祐 士	
12	本 部 員	農林振興課長	遠 藤 秀 一	
13	本 部 員	商工観光課長	浅 野 義 則	
14	本 部 員	都市建設課長	江 本 篤 夫	
15	本 部 員	上下水道課長	蜂 谷 俊 一	
16	本 部 員	会計課長	吉 川 裕 幸	
17	本 部 員	議会事務局長	櫻 井 修 一	
18	本 部 員	教育総務課長	文 屋 隆 義	
19	本 部 員	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭	
20	本 部 員	公民館長	村 田 晶 子	
21	事 務 局	危機対策室長	児 玉 安 弘	
22	事 務 局	健康支援課長	櫻 井 和 彦	

2) 緊急事態宣言の期間延長に伴う町施設の利用等について

4月30日開催した第8回大和町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、町施設利用休止期間を5月31日まで延長することと決定したが、5月4日国の新型コロナウイルス感染症対策本部長より緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長することが公示され、基本的対処方針が変更された。

あわせて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、緊急事態措置の維持及び緩和等に関する留意事項が示されたので、県より通知のあった「宮城県における緊急事態措置（5月7日以降）について」をふまえた上で、町の今後の対応方針を以下のとおりとしたい。

1. 町施設の利用等について

第8回大和町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、決定した通り5月31日まで利用休止とする。ただし、吉岡宿本陣案内所は利用休止を解除する。

なお、宮城県の「県施設の休止についての基本方針」では、休止を続ける施設についても、期間は5月31日までとし、5月14日を目途に再検討を行うこととしていることから、町の施設についても6月1日の利用休止解除に向けて「感染防止対策」の検討と準備を行うこと。

2. 各課所管事業について

概ね上半期の事業については対応方針を決定したが、今後予定されている事業や会議等については以下の県方針を参考に検討する。なお、会議の参加人数についてはこれまで同様30人を目安とする。

参考：県（5月31日まで）

1 県主催のイベントについて（式典，講演会，研修会等）

① 屋内での大規模イベント※1については、日程変更を検討し、変更が困難な場合は感染予防策を徹底した上で、実施すること。

② 食事提供するイベントについては、原則として延期又は中止とすること。

その他のイベントについては、下記※2を考慮し、地域の流行状況等も踏まえ、その必要性を改めて検討すること。

※1・・・概ね50人以上を目安とするが、参加者の属性や密集度を勘案して判断。

※2・・・閉鎖された空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境に一定時間いることが、感染のリスクを高めるとされているため、下記の点について十分考慮した上で判断すること。

- ・ 開催規模（参加人数）
- ・ 開催場所（屋外・屋内・換気の状態，広さや密度，閉鎖空間）
- ・ 開催期間・時間（同一空間での滞在期間）
- ・ 参加者同士の距離（近距離又は対面）
- ・ 参加者の属性（高齢者，基礎疾患を有する者，障害者，妊婦，乳幼児）
- ・ 不特定多数か否か
- ・ イベントを通じた相互接触の機会（近距離の意見交換，物を触れる等）
- ・ 3つの密（密閉・密集・密接）の発生が原則想定されないこと（人との人と間隔をできるだけ2 mを目安確保する）
- ・ 大声での発声，歌唱や声援，又は近接した距離での会話等が原則されないこと
- ・ 感染リスクへの対応が整わない場合は，中止又は延期を含め慎重な対応をする。

2 県主催の会議（審議会，説明会等）について

- ・ 実施する場合は，規模の縮小や感染予防策を徹底すること。
- ・ ウェブ会議を積極的に活用すること。

第9回大和町新型コロナウイルス感染症対策本部会議における決定事項等

令和2年5月7日（木）

1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等について

事務局より以下の国県からの通知内容を説明し情報を共有

- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・緊急事態措置の維持及び緩和等に関して

2. 緊急事態宣言の期間延長に伴う町施設の利用等について

① 町施設の利用等について

既に方針を決定していた通り月31日まで利用休止とする。ただし、吉岡宿本陣案内所は利用休止を解除する。

なお、宮城県の「県施設の休止についての基本方針」では、休止を続ける施設についても、期間は5月31日までとし、5月14日を目途に再検討を行うこととしていることから、町の施設についても6月1日の利用休止解除に向けて「感染防止対策」の検討と準備を行うこと。

② 各課所管事業について

概ね上半期の事業については対応方針を決定しているが、今後予定されている事業や会議等については県の対応方針を参考に検討する。なお、会議の参加人数についてはこれまで同様30人を目安とする。

3. その他

来庁者への非接触型体温計による検温への協力依頼を本日（5/7）より開始。